

◆ 給付対象世帯確認フローチャート

※当チャートは一般的な事例を想定しています

基準日【令和6年12月13日】時点で柏崎市に住民票があることが前提条件です。

世帯の中に令和6年度住民税を課税されている人がいる

はい

対象外

令和6年5月末までに、雇用主から「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収額の決定通知書」を交付された方や、同年6月末までに、柏崎市税務課から「市民税・県民税・森林環境税 納税通知書」が届いた方で、通知書の控除前の均等割額※に記載がある方は、市・県民税の均等割課税世帯のため、**対象外**です。なお、非課税の方は、通知書が交付・送付されません。

※特別徴収額決定通知書の方は「税額控除前均等割額」の欄
納税通知書の方は「均等割合計額」の欄をご確認ください。

いいえ

世帯全員が住民税課税者から扶養されている

はい

対象外

- ・別居の親、子等から扶養されている（例：大学生等）
- ・社会人1年目で、令和5年は扶養されていた
- ・単身赴任の課税者から扶養されている 等

いいえ

① 世帯に誰からも扶養されていない未申告者がいる

② 令和6年1月2日から令和6年12月13日までに転入または世帯構成に変更があった

どちらも

いいえ

令和5年度、令和6年度に柏崎市から重点支援給付金（7万円または10万円）を世帯主名義の口座で受給したことがある

いいえ

はい

どちらか一方でも

はい

手続きが必要

確認書
を送付します
3月4日 発送

確認書を返送いただくか、
オンライン申請をしてください。

手続き不要

給付のお知らせ
を送付します
2月28日 発送

本給付金の受取辞退または
口座変更をご希望の場合は、
福祉課総務係へお問い合わせ
ください。

課税情報が確認できないため、
確認書を送付できません。

- ① 未申告者
令和6年度の申告をしたうえで、申請による手続きが必要です。
- ② 上記期間中の世帯構成の変更

【転入者】

令和6年1月1日時点の住所地が柏崎市でない場合、転入者の課税証明書を取得したうえで、申請による手続きが必要です。

【その他（世帯分離等）】

福祉課総務係へお問い合わせください。